



稲敷市告示第85号

入札公告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）により市有財産を売却う。

令和7年9月10日

稲敷市長 笥 信太郎



1 入札に付する物件

物件番号	物件の種類	規格・型式	数量	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
特001	スズキ ソリオ	DBA-MA34S	1	¥50,000	¥5,000

(注) 予定価格とは、あらかじめ稲敷市が定めた最低落札価格をいう。

2 入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 公有財産売却の参加仮申込みの時点で満18歳未満の方
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (5) 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている法人
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している法人
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（法人を含む。）
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原料等の購入契約を締結している者（法人を含む。）
 - オ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（法人を含む。）
- (6) (4)又は(5)のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員となっている者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する市の職員
- (9) 稲敷市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (10) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

3 入札に参加する者が順守しなければならない条件

- (1) 稲敷市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市のガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び順守すること。
- (2) 本告示に定める手続に従って、あらかじめ入札の参加申込みを行うこと。

4 入札の参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和7年9月11日（木）13:00 から 令和7年9月29日（月）14:00 までに、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により、入札参加仮申込みの手続を行うこと。

(2) 入札参加申込み

入札参加申込み（本申込み）は、(1)による入札参加仮申込みを完了した後、次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

また、入札参加申込書には、住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本の写し）、印鑑登録証明書（印鑑証明書）の写し、運転免許証のコピー、住民基本台帳カードのコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通を添付すること。

なお、入札参加仮申込みをしていない者は、本申し込みを行うことができない。

ア 受付場所 稲敷市役所 市長公室 特定事業推進課 公有財産売却担当
〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1 3F

イ 受付期間 令和7年9月11日（木）から 令和7年10月9日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 留意事項 郵送による受付の場合は、受付期間の終了日の消印有効とする。

(3) 見学会

合同見学会は実施しない。

物件の確認を希望する場合は、稲敷市 市長公室 特定事業推進課へ連絡すること。

5 市のガイドライン、契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 4の(2)のアに同じ。

イ 稲敷市公式ホームページ及び公有財産売却システム上

(2) 期間

令和7年9月11日(木) から 令和7年10月9日(木) まで

なお、受付場所における閲覧時間は、4の(2)のウと同じとする。

6 入札執行の場所及び期日

(1) 場所 公有財産売却システム上で行うものとする。

(2) 入札期間 令和7年10月14日(火) 13:00 から 令和7年10月21日(火) 13:00 まで

(3) 開札日 令和7年10月23日(木) 17:00 以降

7 入札の方法

入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。

なお、この登録は、1回限り行うことができるものとする。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の市が定めた入札保証金を令和7年10月9日(木)までに、次のいずれかの方法により納付すること。

ア 市が送付する納付書により、市が指定する金融機関に納付

イ 公有財産売却システム上で行うクレジットカードによる納付

(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に全額充当する。

なお、落札者が市の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後に返還する。

9 落札者の決定の方法

入札期間終了後、市は公有財産売却システムを使用して開札確認を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合、くじ(自動抽選)により落札者を決定するものとする。

10 契約書作成の要否 契約書の作成を要する。

11 契約保証金

(1) 契約保証金は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額(8の(1)と同額)とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金を没収し、返還しない。

(2) 契約保証金は、12の売買代金が納付された時点で、売買代金に全額充当する。

12 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、令和7年11月4日(火)14:30までに、市が発行する「納入通知書」により納入すること。

13 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、毀損など稲敷市の責めに帰すことの出来ない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできない。

14 用途の制限等

落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用途に供してはならない。

また、第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借による使用及び収益をさせようとする場合は、書面により義務を承継しなければならない。

15 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札及び契約に関する手続の担当
稲敷市 市長公室 特定事業推進課 公有財産売却担当